

兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会〔議事録〕

日時：令和6年10月1日（火）13:30～15:00
場所：兵庫県中央労働センター2階 視聴覚室

1 会長選出

設置要綱第3条第3項の規定に基づき、委員の互選により竹端委員を委員長に選定

2 協議会の公開

委員の総意として下記の点を確認

- ・ 本協議会については、個人に関する情報を取り扱うため非公開とする。
- ・ 協議会の資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言者（委員名）の名前をマスキングした上で、兵庫県ホームページにおいて公開する。

3 報告

事務局より以下について、資料3から資料5に基づき報告

- （1） 京都府・大阪府へのヒアリング結果
- （2） 令和6年度兵庫県成年後見制度市町長申立研修（令和6年8月20日開催）の内容について

4 議題

事務局より以下について、資料2、資料6から資料8に基づき説明

- （1） 本協議会の協議事項、スケジュール案について
- （2） 権利擁護の多様な担い手養成モデル事業について
- （3） 成年後見制度及び権利擁護支援に関する担い手の養成方針について
- （4） 令和7年度からの本協議会について

5 報告、議題にかかる意見交換

（1） 報告について

A 委 員	直接ヒアリングに参加したB委員から、特に、兵庫との違いやポイントになることについて報告してほしい。
B 委 員	京都府の法人後見のモデル事業は、モデルの町社協の選定やスキームづくりなど、府社協がかなりリードして進めていったようであった。対象としては、日常生活自立支援事業を利用していたが判断能力が低下し、成年後見制度での支援が必要な人で、多数の受任は想定されていない。 兵庫県でもし同様の仕組みで実施するとしても、その町にどのようなニーズがあり、体制、地元社協の課題認識等をベースに、その町に法人後見が必要なのかから協議をして展開となるかと思う。国モデル事業の補助額では赤字になるそうで、そもそも市町の権利擁護体制の整備に関わることから、当該自治体での予算措置・バックアップのもとで法人後見できる体制をつくることをめざしたほうがいいのではない

		かと思った。 また、京都府は庁内に社会福祉士会派遣のアドバイザーが常駐で体制整備の支援業務に従事している。6年ほど前から毎月、府、府社協、家裁の三者で情報交換が行われており、そうした積み重ねが、府域での支援方針などの円滑な協議や行政・社協へのアプローチなどにつながっているように感じた。
A	委員	京都府では6年前から府社協と家裁とで毎月会議をしているということだが、兵庫県ではどうか。
B	委員	県と県社協で打ち合わせをしたり、各者主催の会議に互いに出席しあったりはしているが、定期協議はない。
A	委員	それで十分なのか。定期協議をした方がいいと思ったのか。
B	委員	半年や四半期に一度など、あってもいいと思う。
C	氏	協議の内容等による。
A	委員	京都府では、6年前からということは、モデル事業がなかった時代からということ。モデル事業のためにしているのではなく、成年後見に関する実務的な話を毎月のように6年間積み重ねて議論しているなかで、モデル事業が出てきたという話ではないか。
D	委員	6年前ということは、第一期計画の最初からではないか。
C	氏	何を目的としているのか分からないので、なんとも言えないが、内容があれば協議できる。
A	委員	これをする事でどういいことがあるのか。無駄な会議をする必要は無いが、何かを定期的なことにすることによって何かが大きく進む。滞っていることが進むのであればよい。
D	委員	県社協が主体的に事業を進めていく、ということであれば、県庁や家裁を協議して・・・ 兵庫県の家裁は支部が多く、京都府と事情が違う。京都府は京都市を除くと宇治市18万人、亀岡8万人。トップダウンでしないと進まない。 兵庫県の例えば人口10万人以下のところについては、県社協がある程度トップダウンで事業主体性を持って進めていただかないとしんどいのではないかなと思う。
E	委員	専門職として見られない方の受け皿として、法人後見は選択肢の一つ。 4支部に法人後見が存在している。日常生活自立支援事業と専門職の間に法人後見があり、困難案件に携わっている。そういう意味では進めていただきたい。社協や自治体が主体となって進めていただきたい。
A	委員	愛知県や福岡県では県が全部している？
E	委員	愛知県は、知多半島等過疎地域でしている。
D	委員	横浜市は特殊で、NPO、一般社団等で法人後見を受ける団体が10個くらいある。そういうところがうけてくれたら大分楽。
A	委員	後ほど議論できれば。
F	委員	法人後見は日常生活自立支援事業をベースにしながら考えている。本来、法人後見では対応が難しいような内容など。今の時代、丁寧な代行がだんだん縮小している。そういう時に、案件によっては法人後見が受け皿になる。前提とあるべき。法人後見という受け皿ができればいいが。日常生活自立支援事業を法人後見で受けるのが一番いいのかどうか。
D	委員	日常生活自立支援事業でうまく回っている人が10件増えても困難案件1件増える

		よりはよいが、それを我々が困っている訳ではなく、困難案件の受け皿を広げてほしい。という趣旨。
A	委 員	昨年度の協議会で、県への宿題として、法人後見の内容について調べてよとお願いしていた。
事 務 局		11月に神戸市で法人後見の集まりをすることになっていて、その中に県も入ってヒアリングをしたいと考えている。
A	委 員	法人後見の質をどう高めていくのか。3月に報告してほしい。
A	委 員	大阪府のヒアリング結果について。
B	委 員	大阪府では、府内市町村から府社協に委託をされた場合という条件付だが、受任調整も研修も府社協が実施している。大阪府と兵庫県とでは地理的な状況が違うため、大阪ならではの取組かと思う。大阪では、市民後見人の受任を積極的に進めていくという姿勢が明確。そのためにリレーをどうするのか等、府と府社協だけでなく、専門職の皆様とかなり踏み込んだ議論を進めている。今後、成年後見制度の見直し等が行われる中で我々も参考にできれば。
A	委 員	リレーというのは専門職の後、引き継ぐというイメージか。それをお手伝いできる。
B	委 員	それを想定して受任調整を進めている。どういう条件であればリレーするのかや、1年後にモニタリングをするといったタイミングについても検討されていた。
A	委 員	西宮市の権利擁護の委員会で聞いたところでは、軽い人も重たいケースも受けることによって、まとめて儲けているので、軽い人を手放せない問題があるということであった。
B	委 員	専門職後見人によって、様々な意見があるだろう。その専門職の受任がふさわしい事情があつて後見人になっているので、リレーが可能なのかという話もある。
D	委 員	神戸市では、リレー方式について弁護士会とリーガルとで話している。
E	委 員	リーガルは家裁と打ち合わせた段階。
D	委 員	弁護士会も似たような検討段階。ふたを開けてみないと分からない。
A	委 員	今後方向転換したのか。
D	委 員	弁護士会はそこまで議論は煮詰まっていない。パイロットケースとしてリレーをすることまでは否定しないが、報酬を考えると微妙な状況である。
E	委 員	社協の方でリレー案件と決めてから専門職につなぐ。
A	委 員	大阪府のようなことを神戸市がしようとしているということか。神戸市の行く末を見守りたい。
D	委 員	裁判所の報酬次第。弁護士が普通に依頼として受けたら50万の案件が、後見人としてつけば報酬が30万円か20万円くらいになって、何年か持っていたら回収できる、というような報酬のいただき方をすることが大半なので、最初に適切な報酬が担保されるのであれば若干は進むのかなと思うが、全体のコンセンサスは取れているわけではない。
E	委 員	リーガルでは、期間に応じた報酬になるので、課題を解決しても、期間が短くなれば報酬が安くなる。 利用支援事業の場合は評価しない。期間のみ。
F	委 員	大阪は市民後見を積極的に行っている。兵庫はあとなあでも、最初の課題解決から、ようやく信頼関係ができたところでリレー、というのがうまくいくのか。監督人がどうなのか、前任の専門職が監督するというような形をとれば利用者との関係を継続できるのかといった話をしている。

D	委 員	大阪は近い。公共交通機関を使い１時間で行ける。兵庫と仕事の効率が全然違う。
A	委 員	神戸市の動きは見守りながら。３月にまた報告してほしい。
A	委 員	市町長申立研修について
D	委 員	研修としては、年度が替わって市の職員が変わっているの、前半は今年の２月に開催した研修と同じ内容で実施した。後半は後見の時間短縮と行政の事務効率化と言うことで、受付窓口の一元化を兵庫県下でしてほしい、という話を三士会で１年半前から取り組んでいて、１年くらいで全ての市町を回ったが、かんばしくないの、先行している浜松市や静岡市で受付窓口の一元化をされているのを行ってほしいという説明をお願いした。アンケートも好評だったのではないかな。
事 務 局		窓口一元化の部分は、初めて市町の方からしたら聞いたところもあるだろうが、一つ石を投げた感じ。今後の展開を期待したい。
A	委 員	今後、各市町で窓口一元化を進めるために何かあるか。
D	委 員	工程表を出すとか。お願いしているが進めてくれない。
F	委 員	推し進めるキーマンがいるかいがないかが大きい。ネットワーク会議で引き続き、各会員に窓口一元化を細かく聞いていこうとしている。
D	委 員	困り事や悩み事がないか、３か月か半年に一度くらい聞いてもらえたら、事実上、進めていただくことになるのでは。
A	委 員	県の施策として働きかけはありうる話なのか。
G	委 員	窓口や中核機関が置かれていないところがあるので、まずはそこを行っていただくのが大事かと思っている。そのうえで、すでに置いているところに働きかける。
A	委 員	市町の調査に窓口一元化の項目を入れるのはどうか。
G	委 員	毎年状況は確認しているので、それは可能。
D	委 員	規模の小さい市町ほど早い。県内では、加西、宍粟、福崎、神河が対応しており、明石が年度内にと聞いている。
A	委 員	事実の提示と県の意向調査を項目に入れてもらおうとよい。
A	委 員	R6 年度から中核機関が新しくできた３市１町は。
B	委 員	新温泉町と、加西市・加東市・多可町が動き始めようとしている。加西市社協が受託予定。新温泉町は今年度中にはときいている。
A	委 員	今年度、国から求められていて検討しなければならないこととして、担い手育成方針の策定、養成研修・意思決定支援研修。ある程度原案ができているのか、これから考えて３月に議論することとなるのか。

(２) 議題について

事 務 局	方針については、資料７につけている。昨年度からほとんど変わっていないが、後ほど説明する。権利擁護サポーター養成研修のモデル事業を県社協で検討委員会を立ち上げて検討いただいているところで、年度末の策定に向けて権利擁護サポーターに関連する場所は今後変更する可能性があるが、今回は対象市町の名称の記載について修正している。
D	委 員 権利擁護サポーター 西宮、宝塚といった既存の地域ではうまく発展モデルとして存在すると聞いているが、そうではない地域に上から持って行ってうまくいくかは分からない。市民後見も大阪市とか大阪府とかでうまくいっている形を全国に移植しようと思ったらおそらく 10 年かかってもなかなか制度化で

		きていない。一つのモデルを垂直に書かれているが、もう少し多様なコミュニティのあり方を前提として、権利擁護サポーターがうまくいくところもあるし、そうでない別の市町での担い手のあり方も考えてもらい、権利擁護サポーターではなくこういうやり方でやっていくというような。この書き方でいくと、Aが一番よくDがだめ、というように見えるので、カテゴリー区分を横に並べる。現状の在り様からカテゴリーを見直すべきではないか。 研修をあまりやり過ぎても無駄になることもある。赤穂・相生等で市民後見人の養成研修を40時間だったか実施したが、市民後見人として1人も選任されていない。それがゴールと言われると。これは一つとして進めてもらったらいいが、横に補完をいくつか。
E	委員	権利擁護サポーターが必要なところは実施すればいいし、必要ないところは実施しなくてもよいのではないかな。
A	委員	この話の前にモデル事業の説明を。
B	委員	市民後見人養成研修を修了しても受任に至ることが少ない中、市民の活躍の場をどう考えるか、というのが養成中の自治体・中核機関から出ている。また、養成に着手していないところは、市民後見人養成研修は規模・事務負担を考えると手を出せないというようなお話も伺っている。 後見活動も含め、誰かの役に立ちたい、自分や周りにいる人のために役立てたいなど、まずは権利擁護の視点や知識を持った人を一人でも多く養成しようということで権利擁護サポーターの養成を検討している。
A	委員	市民後見人養成講座を郡部でやったトラウマが残っている。市民後見人よりも上か下というよりは、共存というかハードルを下げることによって、市民後見人のニーズがないところでも、ある程度この講座をすれば、とか、ボランティアの担い手を県社協も応援しながらやっていくことはどうかというご提案と言うことでよいかな。
B	委員	はい。そういうご提案です。
D	委員	総論としては、そのとおりだと思う。例えば、明石市では、すでに市民後見人養成研修を受講された人を日常生活自立支援事業に配置するというのもしておられるが、全市町になると、神戸市などはミスマッチになるのではないかと感じる。また、日常生活自立支援事業の運営監視委員長をしているが、むしろ日常生活自立支援事業の予算を増やしてもらったらそこを広げられ、簡易な日常的な金銭管理やそれに付随する本人の支援などは、むしろ直接的にできるというニーズが根強くある。予算が増えない限りは相談員・支援員を雇えない。裾野を広げたとしても予算がつかなければ人が集まらない。共通のプラットフォームで、研修のノウハウがないというニーズも総論としてはあるかもしれないが、より直接的にはお金がない。すでにやっているところは二重になってしまう。スポットを絞った上で、モデル自治体で実施する、郡部でこのように言っていたらどうか。
B	委員	県内でも、すでに市民後見人を養成しているところもあれば、権利擁護サポーターを養成しているところ、担い手養成はこれからのところ、様々である。 検討委員会の中でも、市民後見人養成の必要性への疑問とともに、行政としてやる・やらないは各市町の選択でよいという意見があった。

		権利擁護サポーターの養成は、研修プログラムで市民後見人と互換性をもたせて活用することもできるし、市民後見人活動を定年で終えた後、次の活躍の場として関わっていただくというコーディネート の 仕 方 も あ る。 市町 の 状 況 に あ わ せ て 活 用 い た だ け れ ば よ い。
A	委 員	グループ分けも明石・神戸・西宮などの独自路線でやっているところ、サポーターに乗ってやれるところ、プラスアルファ、それくらいの3分類ならあり。
D	委 員	BCDがあって、A1A2A3とあり、どこに進んでいくのは自治体次第。神戸・明石等自分たちでしていくところと、情報欲しいけど乗っかっていくのは難しいというところには別の手立てを考えていただく。
A	委 員	全ての市町に情報を提供するが、メインターゲットは独自に養成をしている市町というよりはこれからやるところに向けた位置づけ。底上げも含めてやっていく。乗らないところは個別で底上げをしていく。ということでしょうか。
F	委 員	宝塚もそうだが、それまでの市町毎にやってきた背景がちがう。そこに合わせていかないと。
A	委 員	誤解しやすいのは、こういうサポーターというと、その制度に一元的に合わせなければならないという思考になりがちだが、このサポーター養成研修の場合は、それぞれの自治体の戦略に合わせて、それをよりよくやる形で何ができますか、ということなので、実際の活用例も市町によって変わってくる。多様性として載せた方がよい。新しくやるところでは、これは日自の手伝いならできる、入院者の訪問ができるといった活用の仕方がそれぞれの市町によって違うし、いろいろな選択肢があったほうが、汎用性ができてくる。共通開催も含めて検討もあり。
B	委 員	研修の広域開催については、これからの検討だが、委員の方からも意見は出ている。活動エリアとしても広域で考えられるというお話であった。
H	氏	研修内容は違うのか。
B	委 員	その市町にどういう資源があり、どんな当事者がいらっしゃるのかというようなお話はできればご地元で、権利擁護の考え方や情勢、対人援助など基本的な話は県で行うことを想定している。
H	氏	ぎりぎり社とか兵庫県の北の方では、力も無く専門職も少なく、困難案件が出てしまうと専門職に頼られることになるが、日自サポート等、サポーターに相談して、そこから専門職へ繋いでもらえると我々もありがたい。
B	委 員	制度の担い手となることだけが目的ではない。学ぶことで市民の主体性が育まれ、専門職も頼れる存在になっていったらありがたい、という話は検討委員会でも出ている。
A	委 員	民生委員的の研修のレベルアップしたような感じ。逆に言うと、民生委員的にちゃんと関わってもらって、それが専門職の負担を減らしながら関係性を深めてもらって、という感じ。
H	氏	三木等の案件でなかなか受け手がない場合に、神戸の方が後見につき、必要な時にはいくが、普段は三木市のサポーターがかかわってくれるような形になれば。
A	委 員	コーディネートとして市町社協が入ってくれる。広まりようがある。
D	委 員	明石市と検討しているが、なかなかできない。契約関係をどうするか。サポーターみたいな人と後見人が契約するのか、社協が契約するのか。それが、委託なのか雇用なのか。保険は出るのか等々、半年以上、後見センターと弁護士

		と、法的なところの課題をクリアするために、シルバー人材センターがどんな保険をかけているか等を聞きながら検討しているが、なかなか難しい。そこができれば、我々が受けられる件数増えるが、明石市で無理だから、ほかのところでも難しいのでは。いけるかいけないかギリギリ。みんなあったら助かると思うが。
A	委 員	他の都道府県ではないのか。
D	委 員	福岡でしているという話もあったが、やはり違うので、結局一から検討。
D	委 員	身寄りが無い人の緊急連絡先をどうするかという問題があり、福岡かどこかは葬儀会社がオンコールを受けている。葬儀会社にできるかどうか聞いてみたところ、何社かは受けてくれると言われたが、かかってきた電話に「〇〇葬祭です」と出ることになるが、それでいいですか、と言われた。 請負なのか、雇用なのか。人材派遣という話もある。交通事故の保険は必ず市民後見では掛けている。奈良にも聞いたら保険なし。
B	委 員	もしかしたら違うかもしれないが、福岡市は、死後事務や身元保証もひっくるめて生活支援や金銭管理等を行う、総合パッケージ事業のことではないかと思う。国のモデル事業でもある。
A	委 員	後見人とそうじゃないサポーターがうまくセットになるためには、誰がどうハブになり、契約関係をどう結ぶことによって上手く連動するのか。
D	委 員	身上保護の一部をしてもらい、協力しながら。何人かいれば我々も常にオンコールではなくなり負担も少なくなる。
A	委 員	国の専門官に聞いてみたら？
B	委 員	身寄りのない高齢者等への支援については、国の方でモデル事業化しており、実施自治体の実施報告会が全国の自治体向けに予定されている。
A	委 員	そのスキームがうまくいくと、サポーター養成したら上手くいくのでは。
D	委 員	事業化するなら、社協も全て定款を変更しなければならない。
B	委 員	権利擁護サポーターの養成は、そこを狙っているわけではない。
A	委 員	今後の課題として、県社協及び県で他の都道府県の実情、明石が上手くいっているのか、聞いてほしい。
D	委 員	制度の限界ではないか。
B	委 員	権利擁護サポーターは、市民後見人のように制度化されているものではない。サポーターの活動ゴールを、制度補完ではないボランティアなものとする自治体があってもいいし、身寄りのない高齢者等への支援を事業化した自治体が活動の選択肢の一つとして提案してもよい。
D	委 員	資料6のポンチ絵に多様性を持たせてほしい。
A	委 員	社会福祉法の改正議論でも身寄りの無い人の議論を次回にすると書いていた。制度の限界という話も、地域共生社会のあり方検討会の見直し論点に出てくるかも。引き続き、社会福祉法の見直しの中でどう議論されて実現されていくのかという部分をしっかり注視していければ。
A	委 員	市町や中核機関のことを議論しているのに、対象者がいないというのは変だと思っていた。要綱改正と含めれば来年度からになるが、次回からオブザーバーという形で市町の代表の方、中核機関の方も一人入ってもらったほうがいいのではないかと思うが、どうか。
		(異議なし)

A	委 員	誰を呼ぶかは事務局で検討してもらい、入ってもらえたらいい。次回、市町、中核機関の方を呼んでもらうことで調整してほしい。
事 務 局		予算の関係があるので必ず協議会に入っていただくことは確約できないが、できる限り市町や中核機関の方に入っていただくような形で調整する。
A	委 員	予算がなければズームでもよい。当事者がいないところで当事者の議論をすることにずっとモヤモヤしていた。できる限り参加してほしい。
B	委 員	段階的でもいいが、当事者団体の方にも入ってもらいたい。支援する側だけでなく、より協議が深まっていくと思うので、検討してほしい。
A	委 員	当事者団体はどんなところを考えていますか。
B	委 員	できればご本人がいいが、認知症の人と家族の会、手をつなぐ育成会、精神福祉家族会連合会など。
A	委 員	次回からオブザーバーとして市町と中核機関に入ってもらい、次年度は、こういう当事者団体の方なら入っていただけそうなのか検討していただく。